

2 教科・領域等の指導における基本的な考え方

(13) 自立活動の指導

教育課程上の位置付け

自立活動は特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域である。この自立活動は、授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。このように自立活動は、障害のある幼児児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえる。

自立活動の目標（ねらい）

個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う（幼稚部については「ねらい」）。

自立活動の内容

自立活動の「内容」は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成しており、それらの代表的な要素である27項目を以下の6区分に分類・整理したものである。

【区分】 ア 健康の保持 イ 心理的な安定 ウ 人間関係の形成
 エ 環境の把握 オ 身体の動き カ コミュニケーション

学習指導要領等においては、連続性のある多様な学びの場において、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導や自己の理解を深め、主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなどの、発達の段階を踏まえた指導を充実するため、項目の見直しが行われ、「健康の保持」の区分に「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目が追加された。また、「環境の把握」の2項目についても改訂されている。

内容の取扱いについて

学習指導要領等に示す自立活動の「内容」とは、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。従って、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な指導内容は、個々の幼児児童生徒の実態把握に基づき、自立を目指して設定される指導目標（ねらい）を達成するために、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定されるものである。

自立活動の指導の進め方

自立活動の指導に当たっては、幼児児童生徒の一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程で進められなければならない。

まず、幼児児童生徒の実態把握に基づいて指導すべき課題を抽出する。そして、これまでの学習の状況や将来の可能性を見通しながら、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導の目標（ねらい）を設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に幼児児童生徒の学習の状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、幼児児童生徒にとって適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画－実践－評価－改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

また、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意することが重要である。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校における自立活動

小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。

小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章（高等部は第6章）に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」ことが示されている。その際、「障害による学習上又は生活上の困難を改善又は克服する」という通級による指導の目的を前提としつつ、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら指導を行うことも可能であるが、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導等、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことがないよう留意することが必要である。

また、小学校、中学校及び義務教育学校の通常の学級に在籍している児童生徒及び高等学校に在籍している生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。こうした児童生徒の指導の際には、自立活動の内容を参考にして、児童生徒の困難さを明らかにし、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどして、必要な支援を考えていくことが望まれる。

《参考資料》

□ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」（文部科学省 令和2年3月）

□ 「特別支援教育体制整備状況調査」及び「通級による指導実施状況調査」の結果について（周知）

（文部科学省 令和6年9月）